

議案第 8 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への職員の派遣が終了したことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。